

用語解説

あ行

●丘ばちプロジェクト

「ミツバチは人と自然をつなぐもの」をコンセプトに、自由が丘森林化計画のメインコンテンツとして、自由が丘駅近くのビル屋上でミツバチを育てる都市型養蜂活動です。2009年から、自由が丘商店街振興組合が中心となり、近隣住民のボランティア活動により取り組んでいます。

●オープンスペース

公民を問わず、広場や通路等公共的な利用を想定して整備された、一般に開放された空間のことです。

か行

●街区再編

敷地の細分化や道路基盤の不足などにより更新が進まない市街地において、都市計画に基づく規制緩和等を活用し、共同建替え等とともに、細分化された敷地の統合や細街路の付替えなどを行うことです。

●カリヨン

複数の鐘を巨大なシリンダー式のドラムで自動演奏したり、奏者が鍵盤とペダルで演奏する楽器で、鐘楼などの塔上の建築物に設置されます。

●共同化

複数の地権者が、土地・建物を共同で利用して建物の建替えを行うことです。

さ行

●再生可能エネルギー

資源に限りのある化石燃料とは異なり、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのことです。

●市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、老朽化した建物が密集する地区や公共施設が未整備である地区において、土地・建物を共同化することで、一体的な建築物と不足する公共施設を整備し、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のことです。

●指定容積率

用途地域に応じて、都市計画で定められている容積率（敷地面積に対する延べ床面積の割合）の最高限度のことを指します。

●自由が丘駅周辺地区グランドデザイン

2050年頃を目標に、自由が丘駅周辺のくらしやまちの望ましい姿を描き、その姿を実現するために必要となる取組を示した計画です。2020年度に、株式会社ジェイ・スピリットが策定し目黒区に提案しました。

●自由が丘森林化計画

自由が丘の街のあちこちにみどりを増やすことを目指して、プランター設置や花の種の配布などを行う計画です。2009年から自由が丘商店街振興組合が中心となって取り組んでいます。

●自由が丘地区街並み形成指針

自由が丘地区における街並みづくりの基本的な考え方や配慮事項などについて、2008年に(株)ジェイ・スピリットが作成し、運用している指針です。

●新型コロナウイルス

2019年に中国武漢市で発見され、全世界的に感染拡大したウイルスです。

●ストリートファニチャー

街路や道路にさまざまな目的で設置される設備の総称です。街灯・ベンチ・電話ボックスなど。

●相互直通運転

複数の鉄道会社間で、互いに相手の路線に電車を乗り入れて営業運転することです。

た行

●耐震診断助成制度

安全で安心なまちの実現に向け、旧耐震基準のもとで建築された建築物の耐震診断について、目黒区が実施している助成制度です。

●地区計画

都市計画法に基づき、地区の課題や特徴を踏まえたまちづくりの方針や目標、建築物の高さや用途制限等の独自のルールを定め、地区の特性を活かしたまちづくりを進める手法です。

●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

企業が、ビッグデータなどのデータとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善していくだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを変革するとともに、組織、企業文化、風土をも改革し、競争上の優位性を確立することを指します。まちづくりの観点では、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出や課題解決を図ることを指します。

●東京のしゃれた街並みづくり推進条例

個性豊かで魅力あるしゃれた街並みづくりを進めるため、東京都が制定した条例です。この条例に基づき、地域の特性を踏まえた独自ルールの策定による街区再編・共同化を促進する制度や、地域の方々が中心となって魅力的な街並み景観づくりを進めることができる制度などが創設されました。

●都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市区町村が都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。目黒区では、20年後の2042年を目標年次として、2023年4月に改定予定です。

●都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市区町村が指定する行政の補完的機能を担いうる団体です。目黒区では、自由が丘のまちづくり会社である㈱ジェイ・スピリットが指定されています。

●都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき、市区町村によって作成される計画で、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する事業等を記載したものです。都市再生整備計画に位置付けられた取組に対しては、国からの交付金等の支援が得られるとともに、民間の取組を促進する効果があります。

な行

●ナショナルブランド（ナショナルチェーン）

全国的規模で展開している飲食・小売企業のことです。

●ねこみち

建物裏側、建物内の2階又は1階レベルを人が通れるようにつなぐことで、建物裏側等からのアクセスを可能にし、まちに更なる奥行きをつくる新たな路面空間のことを指す造語です。

は行

●パーソナルモビリティ

徒歩や自転車などの代わりに、移動の利便性や回遊性の向上が期待される1人乗りのコンパクトな移動支援機器のことです。

●パブリックプレイス

公衆の一般に開放された公共性の高い空間のことです。公園、広場、街路など。

●パンデミック

感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し、多くの感染者や患者を発生することを言い、感染爆発とも呼ばれます。

ま行

●まちづくり協定

地区計画や建築協定などの法的なルールを補完する任意の独自ルールとして、地区の関係者によって策定・運用することで、それぞれの地区が目指すまちづくりを推進する手法です。

●まちなかウォークアブル区域

都市再生整備計画において「滞在快適性等向上区域」として指定する区域の通称です。この区域内では、まちに住み又は訪れる様々な人々が満足できるような「居心地がよく歩きたくなる」空間づくりを目指します。自由が丘未来ビジョンでは、＜楽歩地区＞と称します。

●モータリゼーション

自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象です。

や行

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすることです。

●用途地域

都市計画法に基づいて、目指すべき市街地像に応じて分類される12種類の地域区分であり、建物の用途・高さ・建蔽率・容積率などを規制するものです。自由が丘駅周辺地区では、商業系用途地域として、商業地域・近隣商業地域、住居系用途地域として、第二種中高層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第一種低層住居専用地域があります。

ら行

●楽歩

街の利用者として迎え入れる誰もが心地よさを感じ、また訪れたくなる美しさ・楽しさ・歩きやすさを備えた、安全で快適な環境形成のことを指す造語です。

●緑装

自由が丘駅周辺に不足する“みどり”の量を補うに余りあるだけの、“立体庭園”と呼べるような緑に覆われる環境整備のことを指す造語です。

自由が丘未来ビジョン

令和5年2月28日

編集・発行：自由が丘エリアプラットフォーム

事務局：目黒区街づくり推進部地区整備課

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電話：03(3715)1111

委託・印刷：株式会社 UG 都市建築

主要印刷物番号
4 - 57 号

2023年2月

自由が丘エリアプラットフォーム